

玉野市こども・若者計画の概要

【1】玉野市こども・若者計画とは

- 「玉野市こども・若者計画」（以下「本計画」という。）は「こども基本法^{※1}」に規定される「市町村こども計画」です。
- 本計画は、困難な状況にある子どもや若者に寄り添い、全ての子ども、若者の成長と自己実現を全力で応援し、子どもの権利を基盤とした施策の展開を図ることを、その目的としています。
- 本計画は「子ども・子育て支援事業計画」「市町村子ども・若者計画」「市町村こどもの貧困解消対策計画」等を包含する計画です。

1 社会的背景

■ 社会的背景

- 総人口の減少、少子高齢化
- 小世帯化、高齢者のみ世帯の増加
- 働き方改革、テレワーク等就労環境の変化
- ICT（情報通信技術）の進化等、デジタル技術の進展 など

■ 住民同士で支え合う「力」の低下

- 地域住民同士のつながり意識の希薄化
- 地域活動の担い手不足 など

■ 少子化の更なる進行

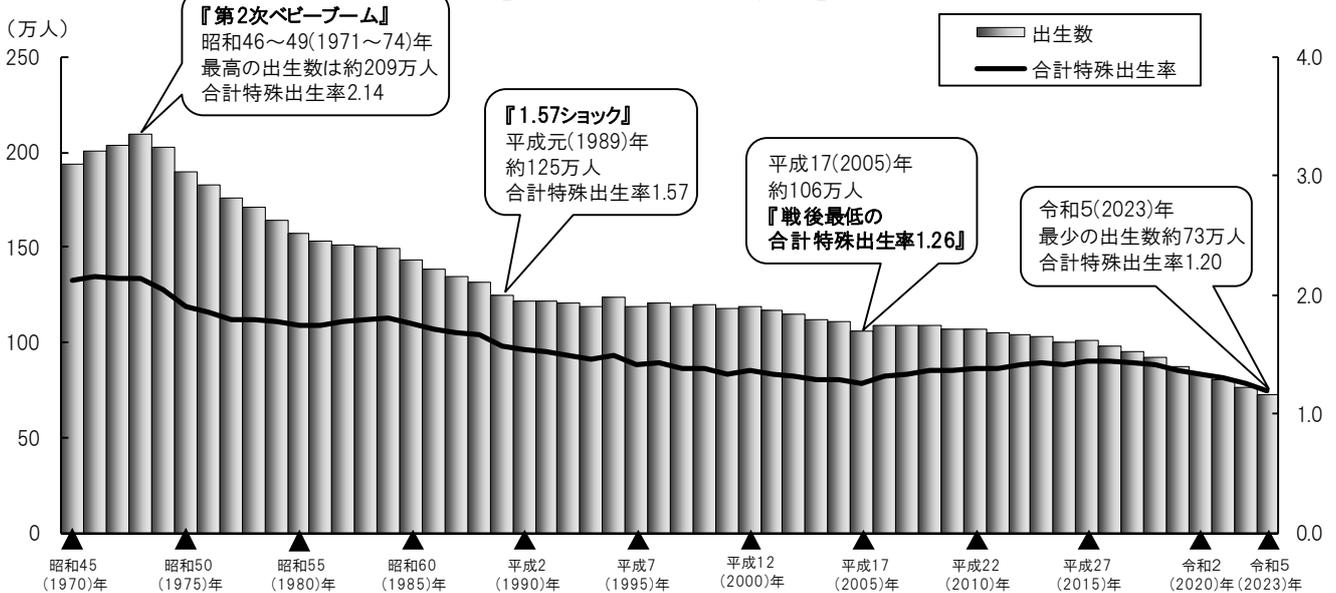
- 出生数は約73万人^{※2}と過去最低を記録
- 一人の女性が生涯に生む子どもの数に当たる「合計特殊出生率」は1.20と長期的に減少（下図参照） など

■ 近年の複合的な福祉的課題

- 子どもの貧困問題、ヤングケアラー問題^{※3}、障害を持つ子どもとその親の高齢化
- 孤独、孤立、ひきこもり
- 様々な課題が複合して生活が困窮している世帯 など

- 様々な社会的課題の解決に向けて、子ども、若者の生活を地域社会全体で支援していくことが重要となっています。

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：人口動態統計（全国平均）

※1 令和4年法律第77号

※2 「人口動態統計」令和5（2023）年

※3 子どもが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護その他の日常生活上の世話などを、過度に行っていると認められる場合の様々な問題のこと。

2 こども基本法について

- 「こども基本法」は、令和5（2023）年4月に施行された、子ども政策を社会全体で総合的に推進することを目的とした法律で、本計画の根拠法となります。

「こども基本法」の目的（要旨）

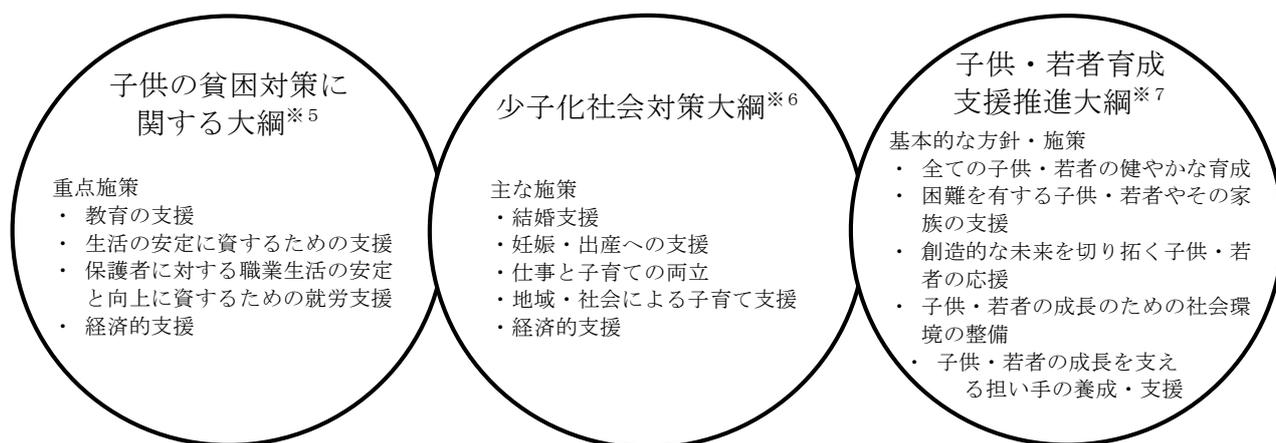
- 「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）^{※1}」の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができること。
- こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。

※1 平成6（1994）年4月22日に批准

3 こども大綱について

- 「こども大綱」は「こども基本法」の規定に基づき、子ども施策を推進するために、令和5（2023）年12月22日に閣議決定されました。
- 「こども大綱」では、これまで別々に推進されてきた「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律^{※2}」「少子化社会対策基本法^{※3}」及び「子ども・若者育成支援推進法^{※4}」の規定に基づく3つの大綱を融合し、総合的に推進することとしています。

【 「こども大綱」に関連する3大綱の概要 】



※2 平成25年法律第64号

※3 平成15年法律第133号

※4 平成21年法律第71号

※5 令和元（2019）年11月29日閣議決定

※6 令和2（2020）年5月29日閣議決定

※7 令和3（2021）年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定

注：本書では「子供」「子ども」「こども」の表記については、固有名詞や引用を除き「子ども」に統一しています。

4 こども家庭庁の創設

- 「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組、政策を社会の真ん中に据えて（こどもまんなか社会）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」ための新たな司令塔として、令和5（2023）年にこども家庭庁が創設されました。

5 こども未来戦略

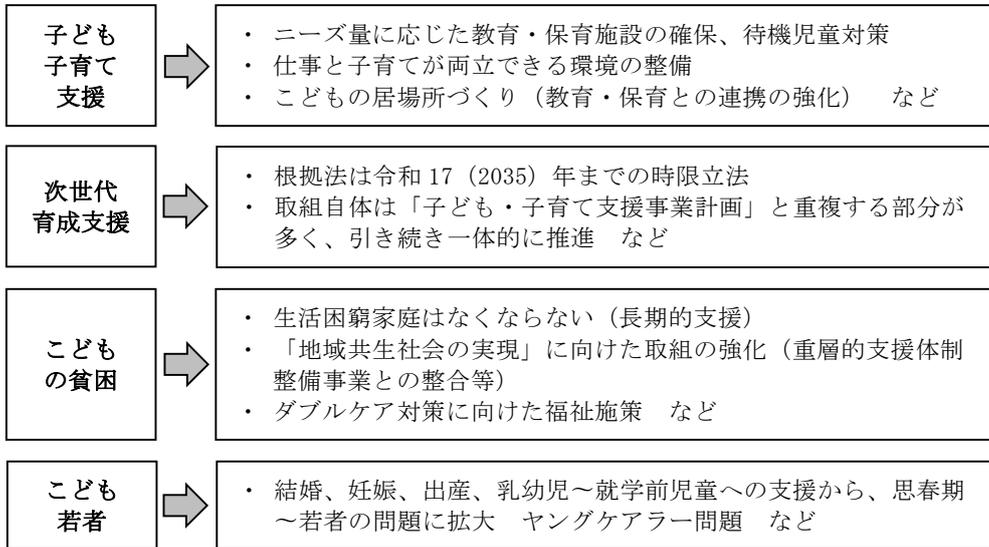
- 国においては、令和5（2023）年12月に「こども未来戦略」が閣議決定されました。

【 こども未来戦略の概要 】

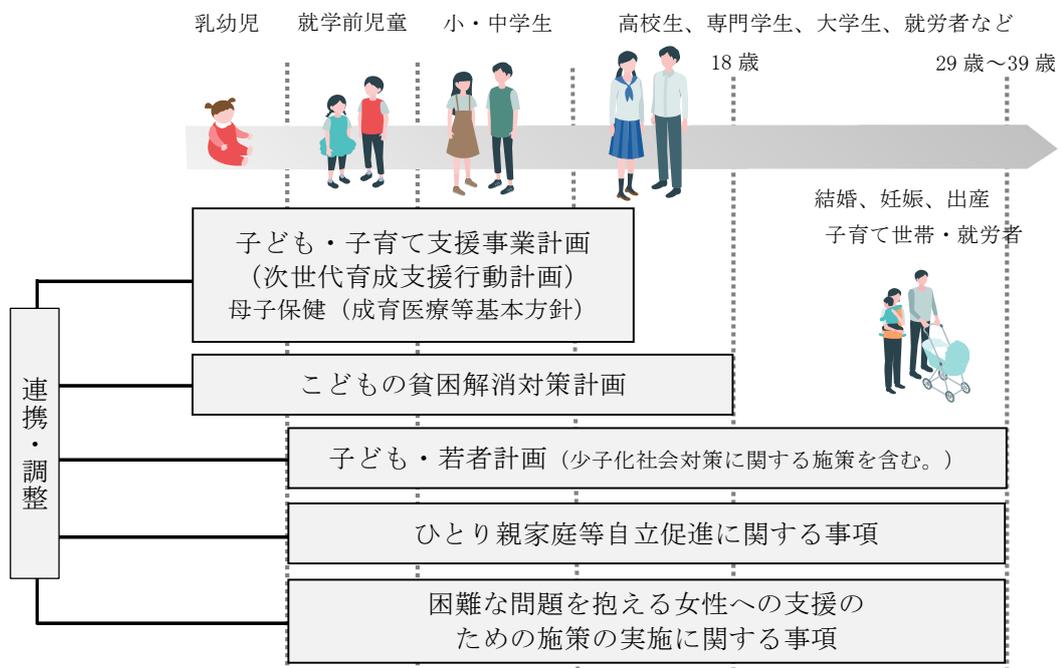
基本理念	<ul style="list-style-type: none">○ 若い世代の所得を増やす○ 社会全体の構造・意識を変える○ すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 経済的支援の強化<ul style="list-style-type: none">・ 児童手当の抜本的拡充、出産等の経済的負担の軽減、高等教育費の負担軽減等■ すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充<ul style="list-style-type: none">・ 「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の創設、伴走型相談支援、貧困・虐待防止・障害児・医療的ケア児等の多様な支援ニーズへの対応等■ 共働き・共育ての推進<ul style="list-style-type: none">・ 男性育休の取得促進、育児期を通じた柔軟な働き方の推進等■ こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

【2】本計画の主な対象と取組について

計画で想定される主に取り組むべきこと

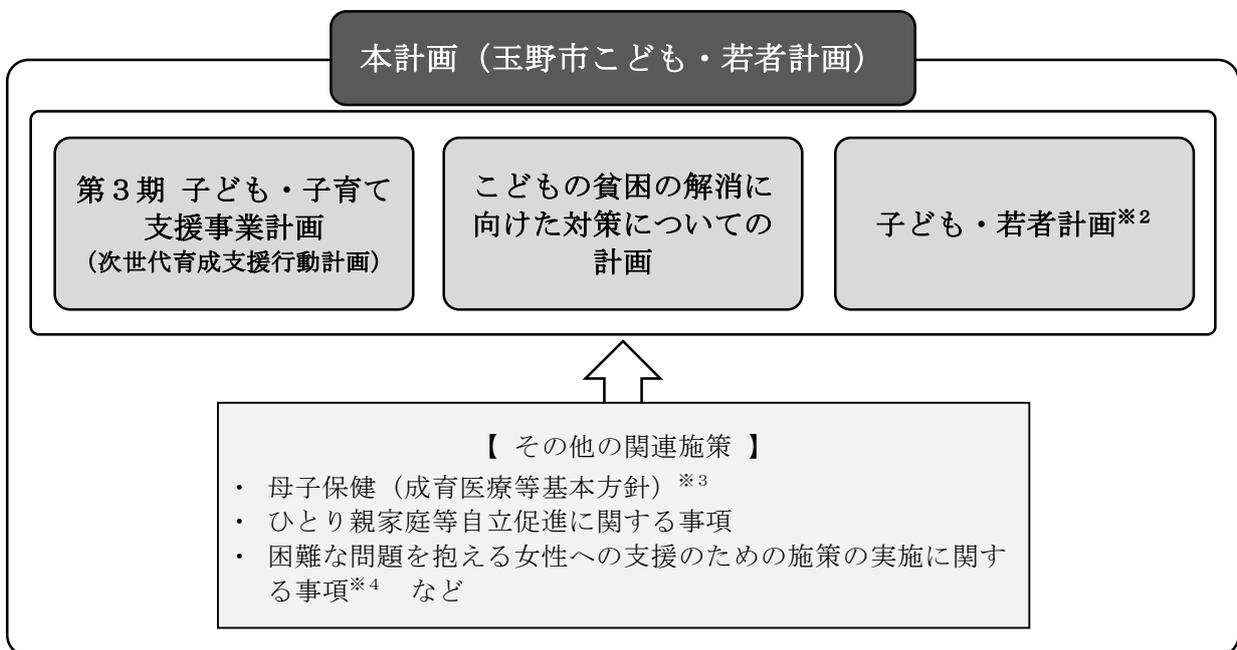


ライフステージ別にみた計画の対象イメージ



【3】計画策定の趣旨

- 「市町村子ども計画」は「子ども・子育て支援法^{※1}」の規定に基づく「子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」、また「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に規定する「こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画」そして「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」、その他法令等で定める子ども施策に関する計画と一体的に策定することができます。
- 本計画は「こども基本法」第10条に規定される「市町村子ども計画」として、これらに関する取組を一体的に策定します。



※1 「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（認定こども園法の一部改正）」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

※2 少子化社会対策に関する施策を含む。

※3 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）」

※4 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」に基づく施策

【4】基本的な視点

- 本計画においては、国の「こども大綱」に基づき、子ども・子育て支援、そして若者への支援をまちづくりの中心に据えて、次の6つの基本的な視点を定め、様々な施策に取り組みます。
- 施策の展開にあたっては、本市の子育てを取り巻く現状や市民の意識、ニーズなどを踏まえ、本市の実情に即した効果的な取組を推進します。

【こども大綱における基本的な視点】

1 子ども・若者の最善の利益を図る

- 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

2 当事者と対話しながらともに推進する

- 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

3 ライフステージに応じて切れ目なく対応する

- 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

4 貧困と格差の解消を図る

- 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

5 結婚・子育てに関する希望の形成

- 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

6 関係機関との連携を重視する

- 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

【5】「岡山県こども計画」との整合

- 岡山県では、令和7（2025）年3月に「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」が策定されました。本計画は、この計画との整合を図りながら策定する必要があります。
- 「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」は、少子化の流れに歯止めをかけることを目指すとともに、子ども、若者や子育て家庭を地域全体で支え応援し、次代を担う全ての子ども、若者が健やかに育つ社会づくりを進めるための総合的な計画として位置付けられています。

【参考：「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」の施策について】

基本理念	
すべての子ども・若者が「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」と思い、笑顔で暮らせる未来に向けて	
施策体系	
I	結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備
1	若者のライフデザイン構築支援
2	若者の結婚の希望をかなえる環境の整備
3	健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進
II	乳幼児期における教育・保育の充実
1	社会全体で子育てをする気運の醸成
2	乳幼児期の教育・保育の充実等
3	地域ぐるみの子育て支援の推進
III	子ども・若者の成長を支援する環境の充実
1	学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上
2	子ども・若者の社会性向上
3	創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援
4	子ども・若者の居場所づくり
5	地域・世代間交流の促進等
IV	きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援
1	社会的養育体制の充実
2	子ども虐待防止対策の充実
3	障害や困難な状況にある子ども・若者への施策の充実
4	ひとり親家庭等の自立支援
5	子どもの貧困対策の推進
V	ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進
1	子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）
2	子育て家庭の安心を支える医療体制の確保
3	安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制
4	安全・安心な子育て環境の整備
VI	子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映
1	子ども・若者の社会参画の促進と意見反映

【6】計画の概要

1 本市における計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「玉野市総合計画（2023）」及び「たまの長期人口ビジョン・たまの創生総合戦略」の方針に沿って策定するとともに、福祉の総合計画として「地域共生社会」の実現を目指す「玉野市地域福祉活動推進計画」、そして関連する他の分野別計画との整合にも配慮するものです。

【本市における計画の位置付け】

【上位計画】

- 玉野市総合計画（基本構想：令和5（2023）年度～令和22（2040）年度）
- たまの長期人口ビジョン・たまの創生総合戦略



玉野市地域福祉活動推進計画 （福祉の総合計画）

【高齢者】

- 玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画

【障害のある人】

- 玉野市障害者基本計画
- 玉野市障害福祉計画・障害児福祉計画

【子ども・若者】 （本計画）

- 玉野市子ども・若者計画（子ども・子育て支援事業計画等を含む。）

【全市民】

- 健康たまの21計画
- 玉野市食育推進計画
- たまの男女共同参画プラン

2 計画の期間

本計画の推進期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間の計画です。最終年度に、それまでの取組の総合評価及び見直しを行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。